

論文の内容の要旨

氏名：浅井直哉

博士の専攻分野の名称：博士（政治学）

論文題名：政党助成をめぐる政党間カルテルの形成と維持に関する研究

本研究の目的は、政党助成制度と政党の関係に焦点を絞り、カッツ（Richard S. Katz）とメア（Peter Mair）の提示したカルテル政党（cartel party）に関する理論的な枠組みを検証することにある。とりわけ、本研究では日本の事例に目を向けて、政党助成制度の導入をめぐり、複数政党が互いの資金需要にもとづいて制度設計を行ったこと、同制度の導入後に、政党交付金を中心とする資金構造を有する政党がみられるようになったことの二点を明らかにする。

カルテル政党は、幹部政党（cadre party）、大衆政党（mass party）、包括政党（catch-all party）に次ぐ政党組織のモデルであり、主な特徴の一つは、政党が国家からの公的助成を受けるという点である。各モデルを区分する基準には、政党組織にみられる特徴の他に、時期区分や国家および社会と政党との立ち位置の違いという点を挙げることができる。政党モデルは、政党組織の特徴の違いを説明するという点において、政党組織のタイプロジーを示すものとなる。それに加え、時期区分や立ち位置という点に注目すると、それぞれの時期における政党の立ち位置の移り変わりを論じているものとして捉えることができる。本研究は、政党モデルが政党組織の特徴だけでなく政党の変化を論じるものとして位置づけ、カルテル政党モデルの妥当性について検証する。本研究の主な問題関心は、政党がどのように生き延びてきたのかという点を説明することにある。序章では、カルテル政党モデルが提起された背景や、論者の問題関心に目を向けながら、本研究の問題意識として、以上の点を論じる。

カルテル政党に関する議論は、カッツとメアだけでなく、多くの政党研究者が関心を寄せてきた。第1章では、カッツとメアのカルテル政党論を出発点とし、他の代表的な論者による議論にも目を向け、これまでにどのような議論がなされてきたのかという点を整理するとともに、本研究の分析視角を導き出す。カルテル政党論の系譜をたどると、現時点においては、政党助成に関する論点を分析の視角とすることにより、政党の変化を説明できることが明らかになる。その理由として、第一に、政党の資金源に関する特徴がカルテル政党の独自性を色濃く反映していること、第二に、政党が自ら公的助成制度を導入すること、第三に、以上の二つの理由がカルテル政党を国家の一機関としてみならず根拠になっていることを挙げる。

続く諸章では、これまでの議論にもとづいて、日本の政党助成制度を事例に、政党間カルテルの形成と各党における助成金への依存がみられることを明らかにする。第2章から第4章において、日本の政党助成制度とその導入過程に注目し、第5章から第8章において、各党の資金構造をとり上げる。

第2章では、諸外国における政党助成制度との比較を通じ、日本の制度をとり上げる意義について整理するとともに、日本の政党助成制度の特徴を論じる。日本の制度は、政党助成の受給要件として現職議員の所属が求められること、資金配分の算出に際して議席率ではなく議席数が用いられることの二点において、諸外国の一般的な傾向と異なる特徴を有している。また、各党への資金配分には、議席数が多く得票率の高い政党への偏りがみられる。同章では、政党交付金総額に対する各党の受給額の割合を算出し、有効政党数との比較を行う。

第3章では、どのような議論を経て、現行の政党助成制度が成立したのかを明らかにする。日本において、政党助成制度は、政治改革における一つの柱をなしており、政治資金改革の一部として位置づけられている。当時の導入目的は、政党を中心とした政治資金の流れを形成するという点に向けられていた。導入に至るまでの経緯については、政治改革に関する議論や資料が豊富に蓄積されており、日本において政党助成制度が導入された理由は、政治資金改革における施策の一つという見方が前提となっている。それゆえ、同章では、既存の見方を批判的に捉えて新たな理解の提示を試みるのではなく、カルテル政党論の視角を援用し、同制度の導入過程において、政党側に同制度を求める文脈が存在したのではないかとい

う点からの議論を行う。

第4章では、1995年に三分の二条項が撤廃された要因を明らかにする。三分の二条項とは、各党に配分される交付金の上限額を定める規定である。同条項は、日本において政党助成が開始した翌年に撤廃されることとなった。分析を通じて明らかになるのは、連立政権に参加していた自由民主党（以下、自民党）、社会党、新党さきがけ間において、政権維持と三分の二条項という課題がかかわりをもち、自民党が社会党とさきがけに配慮したために、同条項が撤廃されたという経緯である。

第5章では、同章から第8章において事例分析を行うための資料と分析枠組みを示すとともに、自民党を対象とした検証を行う。ここでは、政党が助成制度の維持を求めているとすれば、各党の資金構造には交付金を必要とする状況が反映されているという見方にもとづき、政党の収支構造に目を向ける。第5章で明らかになるのは、自民党が年間の人件費の大部分を交付金から支出していることである。一般に、人件費は固定費としてみなされるため、自民党は、交付金による収入を前提とした支出を行っていることが指摘できる。

第6章では、民主党と社民党に焦点を絞り、収支構造の特徴を明らかにする。民主党は、年間収入の約80%程度を交付金から得ていることに加え、支出額が収入額に近い値で推移していることから、収支ともに助成への依存状態にあることが明らかとなる。社民党は、年間収入に占める交付金の割合が40%前後で推移しており、自民党と民主党に比べて、依存の程度が低いように思われる。しかしながら、主な収入源となっている事業収入を維持するために交付金を投入しており、同党も、交付金を中心とした資金構造を有している。

第7章では、公明党と共産党に目を向ける。公明党は、年間収入に占める交付金が20%程度であり、共産党は資金交付を受けていない。両党は、事業収入を中心とした従来からの資金源を維持し、政党助成がなくとも党財政を保つことが可能である。しかし、社民党と同様に、事業収入を維持するためには、一定程度の資金を投入しなければならない。とりわけ、事業の中心は機関紙誌等の発行である。機関紙誌の発行が収入を得ることと宣伝を行うことの二つを実現するという点で有効な手法であるとしても、両党は、事業を行うために資金の支出を必要とするという点において、他の使途に資金を充てることの裁量が狭められてきた。

第8章では、1995年以降に登場した政党の資金構造に注目する。新党には、主に支部政党交付金として政党交付金を支出するものがみられた。支部政党交付金は、形式上、政党本部から政党支部への交付金の提供を意味する。しかし、それらの資金は、支部に所属する公職者や公職の候補者個人の政治資金として扱われてきた。支部政党交付金としての支出が高いことは、政党が組織としての活動よりも所属議員個人としての活動を重視していることとともに、政党交付金が個人レベルでの資金に転化されていることを示している。

終章では、第8章までの分析を通じ、カルテル政党論によって日本における政党助成制度の導入とその後の状況を説明することができるという結論を提示する。政党助成制度の導入過程と三分の二条項の撤廃過程には、資金需要を満たそうとする各党の思惑が反映されており、必ずしも合理的な議論がなされてきたとはいえない。各党の資金構造は、各党が政党助成制度の維持を必要とする状況にあることを裏付ける。政党ごとに異なる文脈がみられるものの、公明党と共産党を除くほとんどの政党が政党交付金を必要としている。以上のことから、政党助成制度は、各党が組織を維持したり活動を行ったりするのに欠かすことのできない資金源となっていること、日本の政党は、現行制度を維持するという認識を潜在的に共有していることの二点を指摘する。同章の最後では、結びとして、本研究の課題と今後の展望について論じる。